1．変更する承認事業者の名称
新　サンドビック株式会社
旧　サンドビックマイニングアンドコンストラクションジャパン株式会社
2．変更する承認事業者の住所
新　兵庫県神戸市中央区磯上通二丁目２番21号
旧　神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目15番地12
3．変更年月日
平成25年４月１日

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百三十五号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省令第１号）第十九条第九項の規定に基づき、平成二十五年四月二十六日次のとおり承認を受けた少数生産車の承認の失効の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十五年九月二十五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所
NS－179	モロオカ　MS　T－1500VD	株式会社諸岡	茨城県龍ヶ崎市庄兵衛新田町358番地
NS－204	モロオカ　MS　T－800VDL	〃	〃

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百三十六号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省令第１号）第十九条第九項の規定に基づき、平成二十五年五月十三日次のとおり承認を受けた少数生産車の承認の失効の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十五年九月二十五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所
NS－87	古河　HCR　900－DS	古河ロックドリル株式会社	東京都中央区日本橋一丁目５番３号

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百三十七号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省令第１号）第十九条第九項の規定に基づき、平成二十五年七月九日次のとおり承認を受けた少数生産車の承認の失効の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき公示する。

平成二十五年九月二十五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所
NS－191	日立　EG40R－C	日立建機株式会社	東京都文京区後楽二丁目５番１号

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百三十八号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省令第１号）第十九条第十一項の規定により、平成二十五年九月六日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消した。

平成二十五年九月二十五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所
NS－547	Normet VARIOMEC 1060 D	Normet Corporation Ahmolantie 6, FI－74510, Iisalmi Finland	〃

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百三十九号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省令第１号）第十九条第十一項の規定により、平成二十五年九月六日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消した。

平成二十五年九月二十五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の名称	承認事業者の住所
NS－41	日立　AH400－D	日立建機株式会社	東京都文京区後楽二丁目５番１号
NS－57	TCM　L50－3	〃	〃
NS－58	TCM　L60	〃	〃

○経済産業省
環境省
国土交通省告示第百四十号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省令第１号）第十九条第十一項の規定により、平成二十五年九月六日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消した。

平成二十五年九月二十五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃